

平成30年5月25日

第5回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第5回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地の賃貸情報の提供について

招集年月日	平成30年5月25日				招集場所	加須市役所 5階 503会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後3時16分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 高橋章				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主査 落合高雄				

休憩 午後2時34分から午後2時50分

開会 午後 1時30分

○局長（高橋 章君） それでは、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から平成30年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、開会の御挨拶を野川職務代理からお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

5月になりますと、クールビズということで、地球温暖化防止に一役買うわけでございますけれども、その成果がどれくらいあるのか、疑問視はしておりますけれどもですね。

私もですね、集団でもう50年近くビール麦を栽培しているんですけれども、5月20日前に刈れるようになったのは私ちょっと記憶にないんですよ。そして、もう1週間から10日も進んでいるわけでございます。

この地球温暖化、この地球温暖化も悪いことばかりではないんですよ。ロシアのほうのツンドラ地帯が解けて、小麦の増産が大分、増えているそうでございます。食料難に備えてですね、そちらのほうがいいんじゃないかと思えます。

それでは、ただ今より平成30年第5回加須市農業委員会を開会いたします。よろしく御協力をお願いします。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（高橋 章君） 次に、小倉会長から御挨拶をお願いします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

農繁期、一番皆さんがお疲れのところお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

北川辺のほうでは、もう既に、あと何人か残して終わりました。本当に最後のほうに来て、今日で田植えが終わるといえるときに、あと一町ぐらいというときに田植機が壊れました。

それと、毎年思うんですけれども、いよいよ田植えも後半に入ってきたかなというときに、緊急にね、作ってくれなんていう話もここ2年続いています。今年も例に漏れずあったんで

すけれども、行ってみたら草ぼうぼうで、草刈りから入って、4、5回で植えたわけです。

本当に本人はまだままだできるという気持ちでおるんでしょうけれども、病気したりそういったことで、家庭の事情で急に苗も作れない。

年々、これからそういう事態も増えてくるかな。農業委員会の、いろんな意味で、農業の将来性とかいろんなものを上手にね、リードしながら、その地区の農業を守っていくという、そういった面も課せられた使命かなと思います。

皆さん方にはお疲れのところ、委員会で皆さんに御面倒かけるわけですがけれども、今後とも慎重なる審議の下に、加須市の農業の発展のために御尽力くださいますことをお願い申し上げます。簡単ですがけれども、開会の挨拶といたします。よろしく申し上げます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（高橋 章君） 本日の出席者でございますが、農業委員総数15名のうち、出席委員15名でございますので、農業委員会等に関する法律27条第3項の規定に基づき、この総会が成立することを御報告いたします。

それでは、議事の進行を小倉会長にお願いします。



◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） ただ今から平成30年第5回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

2番 江 森 正 委員

3番 坂本君夫 委員

両委員さんを指名いたします。



○会長（小倉和夫君） 議事に入る前に、2件の取下願が提出されております。本日の議案第2号2番の北川辺地区及び議案第3号24番の豊野地区については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことを御報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の4件を議題といたします。

初めに、1番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 事務局、正能です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号、第3条の1番を御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲受人は隣接地を耕作しており、効率的に経営規模拡大ができるため、また、譲渡人は高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

事務局の申し上げたとおり、さんが昔から隣接地を さんから借り受けまして、売買に踏み切ったわけでありまます。何ら問題ないと思いまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することと決定いたします。

次に、2番と3番の大越地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。議案第1号の2番、3番は関連がございますので、一括にて御説明いたします。本案件2番、3番は、交換による所有権移転で、それぞれ必要添付書類が整えられております。

2番、3番のお互いの農地を交換することによって、隣地を耕作しており、効率的な作付ができる、また、効率的に経営規模が拡大できると、そのための申請となっております。

また、双方の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番(江森 正君) 2番、江森です。

5月15日、武正推進委員との合同調査の結果、さんとさんは地交換するために効率的な農作業ができるということで相なったということでした。何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見がありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

まず、2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。

次に、4番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

譲渡人は高齢で耕作できないため、また、譲受人は譲渡人の希望により、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(岡島敏夫君) 1番、岡島でございます。

5月の18日にですね、私と塚田推進委員の2名で譲受人の さんを訪問しましてですね、ちょっとお話を聞いてまいりました。基本的に、今、事務局言ったとおり、譲渡人の さんは農家をやってないと、そんな状況で、とてもできる状況じゃないんだということで、買ってくれないかというお話がありましてですね。 さんは、小さいところでどうしようかなと考えたらしいんですが、野菜ぐらい作れるかなという意味合いでですね、買おうという話になったようであります。現地については、草刈りもしてありますし、耕作できる、そんな状況になっていきますので、十分許可相当かなと、このように思いますので、よろしくお願いをいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可することに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の1件を議題といたします。

1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の5ページ及び土地利用計画図4-1を御覧ください。

本案件は、申請者の所有地に農業用倉庫を建て替えるため、建築基準法の接道の要件を満たすための進入路の拡幅で、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、平成29年度に除外が完了したものでございまして、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○6番（矢島征雄君） 6番の矢島です。

5月19日、推進委員の田部井さん、藤原さんの3人で さん宅に伺い、 さん本人からお話をお聞きし、現地確認しました。この案件は、倉庫を建て替えるために、現在使用していた宅道の幅が狭いため、市から道路の払下げができるようになり、この道路と合わせた敷地として拡張の申請になったとのことでした。周りもみんな自作地のため、何の問題もなく、許可相当と判断しました。よろしく御審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の26件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の7ページ及び土地利用計画図5-1を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。また、譲受人は現在居住している古い住宅を売却する旨を証明する書類が添付されており、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

5月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で申請者の さん宅を訪れ、本人に話を伺ってまいりました。事務局の説明のとおり、その周囲につきましては住宅街という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。御審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の8ページ及び土地利用計画図5-2を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、

必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（野口悦夫君） 4番、野口です。

やはり5月15日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で申請者宅を訪れ、現地を見て、話を伺ってまいりました。事務局説明のとおり、周囲につきましては住宅街という形で、何ら問題ないと判断してまいりました。御審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の9ページを御覧ください。

本案件は、低地の水田を盛土し、水捌けの改善と、耕作機械の入りやすく耕作のしやすい水田にするための農地改良の申請となっております。農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地の改良工事後の耕作については水稻を作付することとなっております。また、農地の改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

19日、土曜日ですけれども、推進委員の佐久間さんと現地調査をいたしました。昔は、機械を入れたら潜ってしまい機械が動かなくなったというふうな状態でした。今は草が生えている状態ですけれども、農地改良して、その後耕作をするということですので、やむを得ないものと判断し、許可相当と思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図5-4を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、駐車場のための敷地拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく19日、推進委員の佐久間さんと一緒に現地調査したわけですが、の駐車場の前でして、申請地の地主さんは亡くなりまして、あと今現状において草が生えている状態で、このの車庫のすぐそばであるし、相続人も管理できないということで、弁護士さん頼んでいたようです。ところで事務局、これ、現地調査したところ、砂利が敷いてあるところは官地ですか。

○事務局（正能 光君） あそこは官地です。

○11番（田島啓司君） ちょっとその官地と防火水槽があるので、ちょっと使いづらいのかなというような感じもしますけれども、やむを得ないかなというふうに判断してまいりまし

たので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図5-5を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（田島啓司君） 11番、田島です。

同じく19日、推進委員の佐久間さんと現地調査したわけです。実はですね、この場所が、この残っている四角く囲まれているところが私の家のガラスのハウスなんです。そういう状態で、それに対する一応私としては対策はとったわけですが、この周りの農地に関して、1人の方はほとんど耕作ができない状態で、後継者も農業はやらないということで、毎年4、5回、耕している状況で、そのほかの3名も後継者がいなくて、もう高齢化で農業できないという状況でありますので周りの状況から判断しますとやむを得ないのかというふうに判断してまいりました。よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図12ページ及び土地利用計画図5-6を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

さんにお会いしましたところ、周りが住宅街に囲まれまして、やむを得ず売買に踏み切ったようであります。何ら問題ないと思えます。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図13ページ及び土地利用計画図5-7を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

5月15日に宮内最適化推進委員さんと会いまして、この現地を見たところ、住宅街にど

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図14ページ及び土地利用計画図5-8を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

5月15日に、宮内最適化推進委員さんのもとで調査した結果、この現地におきましてど

んどん開発が見込まれているわけです。住宅街に囲まれておりまして、やむを得ず売買に踏み切ったなという感じがいたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

○事務局（正能 光君） すみません。ここで事務局からなんですが、9番の案件なんですが、農地改良する一部転用の案件が出ております。この中にですね、過去に荒廃農地の改善に係る補助金をもらっていた農地があるということです。これについて一時転用ということで制度上問題があるのか、ないか。今、この会議と並行してですね、農業会議に確認していますので、この案件につきましてはちょっと後送りにして、後ほど、御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） そういうわけでしたので、9番は後ほど審議したいと思います。

それでは、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図5-10を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

5月19日、推進委員の田部井さん、藤原さん3人で、譲渡人の さんには会えなかつ

たのですが、現地確認をしてまいりました。現地は、県道と市道の角地で、既存宅地に面した土地でありまして、既存宅地のほうはもう木々の伐採等、作業が行われていました。宅地開発ということでやむを得ないものと思います。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の騎西地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図5-11を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 議案3号、11番の案件につきまして、関口が報告します。

5月の15日9時過ぎですけれども、騎西の関口推進委員さんと坂本君夫農業委員、渡辺推進委員さんと私、4人で譲渡人であります さん宅に伺いましたが、ちょっと不在だったので、電話で当日確認いたしました。長男の子供が土地を借り受けて住宅を建設するということですので、許可でやむを得ないと思われれますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、1 2 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） この1 2 番でございますけれども、今日の午前中、代理人から必要添付書類が提出され確認をしたところ、 さんの目的が道路の拡幅となっておりますけれども、そもそも母屋が売却されておりましたので、道路の払下げを受ける さんが申請をしているのでございますけれども、払下げを受ける権利もなくなったわけでございますので、よって転用もあり得ないということになりますので、この件に関しましては許可相当は出せない、そういうことでございますので、会長さん、それで地区の担当者の説明はなしで、そのまま審議でよろしいかと思うんですけれども。

○7 番（遠井 勝君） すみません。7 番、遠井です。

この許可の内容というのは、敷地延長での申請だったということなんですか。

○事務局（正能 光君） これは進入路ですね。まず、 さんが道路の払下げを受け、道路だけでは幅員が足りないのでさらに拡幅するという、その拡幅部分の転用です。ところが、母屋がある土地を売却してしまったので、道路の払下げを受ける権利がなくなります。このため、敷地拡幅の転用もあり得ないということです。もともと、母屋の建替えのため敷地を拡張することになっていましたが、登記事項証明書を見ましたら、第三者の所有になっていました。

○3 番（坂本君夫君） 3 番の坂本です。

そもそもはですね、調査に行ったのはやっぱり1 5 日に行ったんですが、これを見ると、住宅を建て替えるということで申請は出ていたんですよ。それで、行きましたらですね、この さんが申請したんですが、やっぱり消防車が入るといふか、進入路の幅がありますよね、それが足りないということで、後で聞いてみたら、これはそっくり自宅をもう売っちゃって、持ち主が変わったということで、 さんが申請をしたから、 さんには、もう母屋を売ったから道路の払下げを受ける権利がないということですよね。だから、買った人が申請すればいいんですけれども、 さんは、申請を取り下げざるを得ないと思うんですよ。

○7 番（遠井 勝君） はい、分かりました。

それで、これは何、これを否決で出すということなんですか、それとも取り下げるのですか。

○事務局（正能 光君） 取下げはしないということでした。

○7番（遠井 勝君） はい、分かりました。

○会長（小倉和夫君） じゃ、続けます。

申請者に転用目的を達成する権利がないということで、この案件につきましては不許可相当ということでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） では、不許可に賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でございますので、不許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-13を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、平成29年度に除外が完了したものでございます。現地調査を行った結果、申請地は第1種農地と判断されますが、農地法の不許可の例外で許可見込みであり、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

この案件につきましては、昨年度7月に申請が出ておまして、推進委員の石川さんとおさん宅へ訪ね、現地を見て確認をしたところでございます。去年の7月に除外申請が出ておまして、許可相当をいただいておりますので、問題ないと判断しております。よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図20ページ及び土地利用計画図5-14を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

推進委員の福田さんに確認したところ、住宅地ということで確認しておりますので、やむを得ないのではないかと思うんですけども、審議のほどよろしくお願

いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図21ページ及び土地利用計画図5-15を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、自宅の隣地に資材置場を設置するもので、

資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、私でございますので、私のほうで現地調査の結果並びに補足説明をさせていただきます。

5月19日、高橋、細谷推進委員さんとともに譲受人の さん宅を訪ねて、現地を確認してまいりました。本人はもう仕事に出ていましたので、電話で確認をしたところでございますけれども、形はちょっと不規則なんですけれども、隣がもとの住宅跡ということで、広く空いておりました。隣に接続できて利用度がいまいかなということで、問題なしと、許可相当と判断してまいりました。皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、16番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-16を御覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、自己用住宅を昭和37年に建築しているもので、現況にあわせたいという申請でございます。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、申請のとおり家屋が建っており、築56年が経過しているものでございます。今後もこの土地で生活したいということであり、県道飯積向古河線沿いで、東武日光線線路との間に囲まれた場所にあります。また、始末書が添付されており、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員は13番、私でございますので、私のほうで現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

同じく5月19日、高橋、細谷両推進委員さんとともに さん宅を訪れて、現地を確認

してまいりました。本人は恐らく家にいるのではないかと思ったんですけれども、電話しても連絡がつかせませんでした。次の日に、私のほうで電話確認いたしましたところ、高齢のひとり暮らしでございまして、先ほど事務局の説明のとおりということで、許可相当と判断してまいりました。皆様方の御審議をよろしくお願い申し上げます。

御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図5-17を御覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受けて、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、この案件は、平成29年度に除外が完了したものでございます。現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

この案件につきましては、5月15日に町田推進委員と現地の確認をさせていただきました。なお、事務局の説明のとおり、内容につきましては説明のとおりでございまして、また、除外案件ということで既に審査済みの案件でございますので、許可相当と判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。位置図24ページ及び土地利用計画図5-18を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番(柳田 浩君) 15番、柳田です。

この案件は、太陽光発電の設備の案件でございますけれども、5月15日に佐藤推進委員と現地の確認をしました。また、申請代理人にも立ち会っていただいております。場所につきましては、農村集落内でございます。また、周囲がもう既に太陽光発電施設が整備されている状況でございます。やむを得ないというか、許可相当というふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、19番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-19を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計

画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されております。現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましても太陽光発電の関係でございまして、先ほどの申請土地に近くでござい

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、20番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図26ページ及び土地利用計画図5-20を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

こちらの案件につきましても太陽光発電施設ということで、5月15日に佐藤推進委員とともに、代理人立ち会いのもと、現地確認をさせていただきました。この場所につきま

先ほどの申請と1つ間、隣のところということでございまして、やはり農村集落内ということをやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

20番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

時間も経過しましたので、ここで暫時休憩したいと思います。休憩といたします。よろしくをお願いします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時50分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） では、時間が経過いたしましたので、再開いたしたいと思います。

先ほど9番の案件について先送りしてまいりましたけれども、局長のほうから説明をお願いします。

○局長（高橋 章君） 9番の案件につきまして、県農業会議からの状況を報告、確認いたしまして審査をお願いするというふうに申し上げました。これにつきまして、農業会議のほうから回答がありまして、農地改良の一時転用であるために、転用については許可できる案件ではあるという回答であります。ただし、この場所につきましては、先ほど申し上げましたように、耕作放棄地の再生利用緊急対策実施交付金という国からの補助金をいただいていると。これについて、その部分を一時転用した場合の影響というのが、国と協議する必要があるということです。場合によっては、交付金の返還等が生じる場合があります。

今の時点で、これについて審議することもできるんですが、これについては3,000㎡

以上の案件でありまして、通常の審議期間よりもさらに長い、80日の審議期間をとることができる案件でございます。そういったことから、国の回答を受けて再度、御審議いただきたいと考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、国の回答を受けた上で再度、審議することになろうかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、21番の原道地区の案件から再開いたしたいと思っております。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。それでは、21番です。位置図の27ページ及び土地利用計画図5-21を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましても、5月15日、佐藤推進委員さんとともに、代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。場所につきましては、先ほどの案件に近接する土地でございます。場所的にやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

21番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、22番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の28ページ及び土地利用計画図5-2

2を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましても、5月15日、佐藤推進委員とともに現地調査を行ってまいりました。この場所につきましては、先ほど来説明している場所の中でございまして、やむを得ないというふうに判断しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

22番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、23番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の29ページ及び土地利用計画図5-23を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この案件につきましては、5月17日、佐藤推進委員とともに、申請人の代理人立会いのもと、現地調査を行ってまいりました。場所につきましては、加須・大利根工業団地に接した場所であり、また、裏側にはもう3棟の建売が完売されているような状態でございます、この土地についてもやむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

23番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、25番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。位置図の31ページ及び土地利用計画図5-25を御覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得して、倉庫を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

5月18日、塚田推進委員と2人で聞取りと現地確認に行ってまいりました。細かいと土地がいっぱいあるんですけども、多くの土地を持っている さんに話を聞きましたところ、最近ちょっと放棄地も、前年度見たときに本当少しあったわけですが、 さんに聞きますと、最近では作付できなくなった方もいると、そんな状況で、位置図を見てもらうと分かるんですが、今、右側に流通センターができて、実際には、この辺はもう開拓がほとん

どされちゃうというような状況でありますので、基本的にやむを得ないのかなと、このように思います。御審議をよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

25番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、26番と27番の豊野地区の案件について、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。ここでは26番と27番は関連がございますので、一括にて御説明いたします。位置図の32ページを御覧ください。

まず、26番につきましては、地盤が低く耕作しづらいため、盛土し、水捌けのよい農地にするための農地改良申請となっております。また、27番は、その進入路としての申請となっております。農地改良に関する要綱等に従った必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地の改良工事後の耕作については大豆、2年目以降は水稻を作付することとなっております。農地改良に係る期間の一時転用であることから、やむを得ないと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏夫君） 1番の岡島でございます。

同じく5月の18日ですか、塚田推進委員と2人で現地を見に行き、そして聞取りに行つてまいりました。聞いたのは、さんに確認をしたんですが、前々からここらは低くて、水はけが悪くてという状況でした。特に、最近では地盤沈下もあるのかなというようなお話でしたけれども、大変に水が抜けにくいと。そんな中で、土地改良して、少しでも何かつくれるという状況にしたいと、こういうお話でした。

それから、27番の進入路ですか、これは さんにもちょっとお話し聞いたんですが、一時でこちらの出入りに使いたいということでもありますので、原形復旧をしてほしいという

中身でお貸しをしたというようなお話でした。御審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

まず、26番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、27番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（正能 光君） 御説明いたします。議案第4号でございますが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）でございますが、今回、御審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分4筆、面積が3,447㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。御審議のほどよろしく願いをしたいと思っております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただ今、事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、推進委員の橋本委員さんが関係している案件となっておりますので、議事の間は、退席をお願いいたします。

(橋本早苗推進委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。受け手希望者への農用地の貸付けが適当であるか、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

○会長(小倉和夫君) ただ今、事務局より説明がありましたが、本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の

決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

それでは、議案第5号の審議が終わりましたので、橋本推進委員さんの入室をお願いします。

(橋本早苗推進委員入室)



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) 御説明いたします。

本議案は、農地法第3条の定めに基づく農地所有権を取得する際に、最低所有しなければならない面積を農地法3条第2項第5号に定めている50aとは別に、加須市農業委員会が面積設定を行うかを御審議いただくものでございます。

審議結果は、ホームページ等において公表されることとなりますので、事務局作成案として、議案書のとおり、別段面積の設定なし、法の定める面積50aといたしたところでございます。

理由といたしましては、当委員会において毎月審議される3条申請の農地所有権等の取得案件において、ほとんどが50a以上の所有者が経営規模拡大する目的となっておりますことから、別段の下限面積設定を要しないものとしてきました。

なお、29年度も別段の面積等設定なしの承認となっておりますので、今年につきましても特段の面積は設定しないということで、御審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) 本件について御質疑、御意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) 御質疑、御意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の別段の面積の設定につい

て」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号について御説明いたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」は、市街化区域内の農地転用の届出2件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」、市街化区域内の農地転用の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますけれども、農地貸借の合意解約による届出12件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第5号「農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について」でございますが、別紙、皆さんのテーブルの上にですね、A4横版で一覧表で金額が入っております。報告第5号「農地法第52条に基づく農地の貸借情報の提供について」でございますが、これにつきましては、29年度に設定された貸借実績で、表の金額の単位は円、筆数は筆となっております。

下段の括弧書きは、前年度の金額となっております。

データにつきましては、平成29年度農用地利用集積の計画によるものでございます。

またですね、賃借料を物納支給で行われている計画は含まれておりません。平均額は、算出結果の100円未満を四捨五入しております。

また、著しく高額な貸借は特殊取引として例外として、この表には加味されておりません。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案について全て終了いたしました。

た。

これで議長としての進行は終了となりますので、司会にお戻しいたします。

○局長（高橋 章君） 小倉会長には長時間にわたり議事の進行、ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（高橋 章君） それでは、最後に、野川職務代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 本日は、大変お忙しい中、各委員には慎重審議をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、平成30年第5回農業委員会を閉会といたします。ご苦労さまでございます。

○局長（高橋 章君） ありがとうございました。

閉会 午後 3時16分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成30年5月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 江 森 正

署名委員 坂 本 君 夫